

## サービス利用規約

本サービス利用規約(以下「本規約」という。)は、株式会社ジーニー(以下「ジーニー」という。)の提供するパブリック DMP サービス及びデータエクスチェンジサービスを本利用者が利用する場合に、ジーニーが本利用者に対してパブリック DMP サービス及びデータエクスチェンジサービスの利用を許諾することに関する当事者間の権利義務関係を定めることを目的とする。本利用者は、必ず本規約を確認・承諾のうえ、利用申込を行うものとする。ジーニーは、本利用者が本サービスの利用申込を行うことをもって本規約に同意したものとみなすものとする。

サービス利用料金		
ブラウザ向け		
パブリック DMP サービス	RPM 機能	0 万円 (税別)/月
	従量単価	CPM0 円 (税別)
アプリケーション向け		
パブリック DMP サービス	RPM 機能	0 万円 (税別)/月
	従量単価	MAU0 円 (税別)
データエクスチェンジ	課金形態	データエクスチェンジ手数料
データエクスチェンジサービス(ピクセリングデータの販売者と購入者がいずれも利用者である場合)	データエクスチェンジ手数料	ピクセリングデータの売上(税込)の 30%をジーニーが手数料として受領し、70%を本利用者に対して支払う。
データエクスチェンジ	課金形態	データエクスチェンジ手数料
データエクスチェンジサービス(ピクセリングデータの販売者が本利用者ユーザーで、購入者が本利用者以外の利用者である場合)	データエクスチェンジ手数料	ピクセリングデータの売上(税込)の 15%をジーニーが手数料として受領し、85%を本利用者に対して支払う。
データエクスチェンジ	課金形態	データエクスチェンジ手数料
データエクスチェンジサービス(ピクセリングデータの販売者が本利用者以外の利用者で、購入者が本利用者ユーザーである場合)	データエクスチェンジ手数料	ピクセリングデータの売上(税込)の 15%をジーニーが手数料として受領し、15%を本利用者に対して支払う(70%は、販売者に支払われるものとする。)
データエクスチェンジ	課金形態	データエクスチェンジ手数料
データエクスチェンジサービス(ピクセリングデータの販売者)	データエクスチェンジ手数料	ピクセリングデータの売上(税込)の 10%をジーニーが手数料として受領し、80%を販売者のベンダーに対して支払う(10%は、購入者のベンダーに支払われるものとする。)

売者と購入者が いずれもユーザ ーである場合)		
支払規定	月末締め 翌月末日払い	

## 第1条 目的

本規約は、ジーニーが本利用者に対し、ジーニーが提供するサービスの利用を許諾することに関する当事者間の権利義務関係を定めることを目的とする。

## 第2条 定義

本規約において使用される下記各用語はそれぞれ下記に定める意味を有するものとする。

- (1) 「パブリック DMP サービス」とは、ジーニーが「パブリック DMP サービス」という名称で提供するサービスであり、ピクセリングデータをセグメントごとに定義・分類することができるデータマネージメントプラットフォームサービスを意味する。
- (2) 「データエクスチェンジサービス」とは、ジーニーが「データエクスチェンジサービス」という名称で提供するサービスであり、本サービスを利用する者の間において、ピクセリングデータの売買を行うことができるサービスを意味する。
- (3) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。)を意味する。
- (4) 「登録情報」とは、本利用者が本サービスの利用申込時に登録した本利用者の情報を意味する。
- (5) 「ピクセリングデータ」とは、Cookie データまたは端末を識別する情報データ等へ書き込むウェブサイト又はアプリケーション上での利用を行う者の行動に基づいて取得される個人を特定しないデータを意味する。
- (6) 「ベンダー」とは、ジーニーが提供するサービスを利用してユーザーに対してサービスを提供する場合の利用者を意味するものとする。
- (7) 「本ウェブサイト」とは、本サービスのためにジーニーの提供するタグが設置された、本利用者が管理・運営するインターネット上のウェブサイトを意味する。
- (8) 「本サービス」とは、パブリック DMP サービス及びデータエクスチェンジサービスを意味する。
- (9) 「本利用者」とは、本サービスの利用を申し込み、ジーニーから本サービスの利用を許諾された者を意味する。
- (10) 「本利用者サービス」とは、本サービスを利用して本利用者が提供するサービスを意味する。
- (11) 「本利用者ユーザー」とは、本利用者サービスを利用するユーザーを意味する。
- (12) 「ユーザー」とはジーニーが提供するサービスを利用してベンダーが提供するサービスを利用する者を意味する。
- (13) 「利用者」とは、ジーニーと直接契約を締結し、ジーニーが提供するサービスの全部又は一部を利用する者を意味し、本利用者を含むものとする。
- (14) 「利用料金」とは、表記記載の「サービス利用料金」に定められた利用料金の総称を意味する。但し、第9条第1項但書に規定される合意がある場合には、利用料金は当該合意の内容となるものとする。

## 第3条 利用許諾

1. ジーニーは、本利用者に対し、本規約の有効期間中、本サービスのうち、本利用者が選択し、ジーニーが承諾したものを本規約の定める条件に従い非独占的に利用することを許諾する。
2. ジーニーは、自らが本サービスを利用する権利及び他の法人又は個人に対して本サービスの利用を

許諾する権利を留保する。

3. 本利用者は、本サービスを、本利用者サービスを提供する目的にのみ使用することができるものとし、ジーニーの事前の承諾なくその他の目的で使用しないものとする。
4. 本利用者は、ジーニーの指示に従って、ジーニーの提供するタグを設置するものとする。
5. 本利用者は、本規約が終了した場合、直ちに前項のタグを外す義務を負うものとする。当該義務を怠った場合、本利用者は、本規約の定めに従って利用料金を支払う義務を負うものとする。

#### **第4条 本利用者サービス**

1. 本利用者は、本規約の定め反しない範囲で、本利用者サービスの内容を自由に決定することができるものとする。
2. 本利用者は、自らの裁量により本利用者サービスについての利用規約を定めるものとする。但し、当該利用規約の内容は本規約を遵守するものでなければならないものとし、ジーニーは、当該利用規約の内容について一切の責任を負わないものとする。
3. 本利用者は、自らの費用と責任において本利用者サービスを提供するものとし、ジーニーは本利用者サービスについて一切の責任を負わないものとする。

#### **第5条 再許諾の禁止等**

1. 本利用者が本サービスの利用申込時にジーニーから本サービスを再許諾することについての許可を得ていない場合には、本利用者は、本サービスについて本規約に基づき許諾された権利を、第三者に対し再許諾しないものとする。
2. 本利用者が本サービスの利用申込時にジーニーから本サービスを再許諾することについての許可を得ている場合には、本利用者は、本サービスについて本規約に基づき本利用者に許諾された権利を第三者に再許諾することができるものとする。再許諾した場合には、本規約の適用上当該第三者の行為は本利用者の行為とみなし、本利用者はジーニーに対し当該第三者の行為につき一切の責任を負担するものとし、ジーニーが当該第三者の行為に基づき被った一切の損害を賠償するものとする。

#### **第6条 ID・パスワード**

1. ジーニーは本利用者に対して、管理画面にアクセスする ID・パスワードを貸与する場合がある。本利用者が管理画面にアクセスするにあたりジーニーが発行する ID・パスワードは、ジーニーから本利用者のみへの貸与とし、本利用者は、これらを売買、譲渡その他の処分をしてはならない。
2. 本利用者は、ジーニーが貸与する ID・パスワードについて、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理、保管し、利用上の損害について一切の責任を負うものとする。
3. ジーニーが本利用者に貸与した ID・パスワードに基づいて行なわれた行為については、いかなる理由がある場合でも、本利用者が行ったものとみなす。
4. 本規約の終了その他の事由により本サービスの利用が不可能となった場合、ジーニーが貸与する ID・パスワードについて、本利用者はこれらを削除するものとする。

#### **第7条 本利用者の登録情報の変更**

本利用者は、登録情報に変更がある場合には、ジーニーに対して直ちに変更内容を通知する。本利用者が登録情報の変更を適切にジーニーへ通知しなかった場合、ジーニーは、本規約を解除することができるものとする。ジーニーは、当該解除に対し、一切の説明義務や損害賠償義務、金銭返還義務を負わないものとする。

## 第8条 ピクセリングデータの販売及び購入

1. データエクステンジサービスを利用する利用者は、本サービス上におけるジーニーの指示に従って、ピクセリングデータの販売及び購入を行うことができるものとする。
2. 前項の購入を行った本利用者は、販売を行った利用者に対し、本サービス上におけるジーニーの指示に従って、ピクセリングデータの対価を、ジーニーを通じて支払うものとする。ピクセリングデータの対価はジーニーと販売を行った利用者の協議により決定されるものとする。なお、銀行振込手数料その他支払に要した費用については購入を行った本利用者の負担とする。
3. ジーニーは、第1項の販売を行った本利用者に対し、第9条の定めに従って、ピクセリングデータの売上を支払うものとする。
4. 第1項の販売及び購入はデータエクステンジサービスを利用する利用者間で行われるものとし、ジーニーは、かかる販売及び購入について、本規約に基づきジーニーが行うべき支払義務を除いて、一切の責任を負わないものとする。

## 第9条 対 価

1. 本利用者は、ジーニーに対し、本規約の有効期間中のパブリック DMP サービスの利用許諾の対価として、表記記載の利用料金及びそれに係る消費税相当額を支払うものとする。但し、ジーニー及び本利用者との間に別途合意がある場合には、当該合意の内容が優先するものとする。
2. ジーニーは、表記に従って本利用者に支払われるべき金額を本利用者に支払うものとする。
3. 本利用者及びジーニーは、各月において、第1項及び第2項に基づいて相手方に支払うべき金額を対当額で相殺することに合意し、相殺後の差額を表記記載の支払サイトに従って、相手方指定の銀行口座への振込送金の方法により支払うものとする。なお、銀行振込手数料その他支払に要した費用については支払いを行う者の負担とする。
4. 利用料金の算定はジーニーの定める基準によって行われるものとし、本利用者はこれに異議を申し立てないものとする。
5. 本利用者が本条に基づく支払を怠った場合には、年14.6%の割合による遅延損害金(1年を365日とする日割計算)をジーニーに支払わなければならない。
6. 本条に基づく本利用者の支払義務は、本利用者ユーザーが本利用者に対し本利用者サービスに関する対価の支払を怠ったことその他本利用者と本利用者ユーザーとの間の関係により何らの影響も受けないものとする。

## 第10条 ピクセリングデータの利用

1. ジーニーは、ピクセリングデータをジーニーのビジネスにおいて必要な範囲で利用することができるものとする。本項は本規約終了後も存続するものとする。
2. ピクセリングデータは、ピクセリングデータが取得されてから、3ヶ月間に限り、ジーニーの管理するサーバーに保持されるものとする。但し、本項の規定はジーニーのピクセリングデータのバックアップ義務を定めるものではない。
3. 本利用者は、本サービスを利用するにあたって、個人情報又はジーニーが個人情報に合理的に関連付けることが可能なその他のデータの送信をしないものとする。
4. 本利用者は、本ウェブサイト適切な方法でプライバシーポリシーを掲載し、当該プライバシーポリシーにはピクセリングデータの収集をしていることを示さなければならず、本サービスの一部であるプライバシー機能(例えば、オプトアウトの機能)を回避しないものとする。また、本利用者は、当該プライバシーポリシーにおいて第三者へピクセリングデータが提供されることを示し、ジーニーのプライバシ

ーポリシーページへのハイパーリンクを表示するものとする。

#### **第11条 知的財産権**

1. 本サービスに関する知的財産権は全てジーニー又はジーニーにライセンスを許諾している者に帰属するものとする。本利用者はいかなる理由に基づいても本サービスに関する知的財産権の有効性並びに本サービスの知的財産権がジーニー又はジーニーにライセンスを許諾している者に帰属することを争わないものとする。
2. 本利用者は、本サービスについて、本規約に基づき第3条に定める利用権のみを付与されるものであり、本サービスに関するいかなる知的財産権の移転又は譲渡も受けるものではない。
3. 本利用者は、本サービスの全部又は一部につき複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他ジーニー又はジーニーにライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

#### **第12条 本利用者の提供活動**

1. 本利用者は、ジーニーの許諾する範囲内において、本利用者サービスの提供に関連して、ジーニーの商標又はロゴを使用することができる。
2. 本利用者は、本利用者サービスの提供にあたり、ジーニーのブランド、評判及び信用を損なわないよう最大限の配慮を行わなければならない。

#### **第13条 本サービス**

1. 本サービスは、ジーニーの裁量により随時改良又は変更される場合があるものとし、本利用者はかかる改良及び変更は一切の異議を申し立てないものとする。かかる改良又は変更により本利用者が発生した損害について、ジーニーは一切の責任を負わないものとする。
2. 本利用者は、本サービスの操作を自己責任で行うものとし、本サービスの操作ミス等により本利用者が発生した損害について、ジーニーは一切の責任を負わないものとする。

#### **第14条 禁止事項**

1. 本利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとする。
  - (1) データエクスチェンジサービスを利用せずに、他の利用者との間で、ピクセリングデータを提供、交換、共有等する行為
  - (2) ジーニー又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
  - (3) 法令又は本利用者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
  - (4) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
  - (5) 本サービスを改ざんする行為
  - (6) ジーニーが定める一定のデータ容量以上のデータを、本サービスを通じて送信する行為
  - (7) 本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
  - (8) ジーニーに不利益、損害を与える行為
  - (9) 公序良俗に反する行為

- (10) 未成年者にとって有害と認められる行為、又はそれらを助長し、若しくはそのおそれのある行為
  - (11) ジーニーに対する報告事項の虚偽報告
  - (12) ジーニーへの事前通知なく、本サービスと同様又は類似のサービスを制作又は提供する行為
  - (13) ジーニーへの事前通知なく、本サービスと同様又は類似のサービスを併用する行為又はリプレイスする行為
  - (14) 本サービスの信用を失墜、毀損させる行為
  - (15) 他の本サービスの利用希望者又は本利用者の登録情報、認証情報等を不正に利用する行為
  - (16) 本サービスの利用のためにジーニーが設置する HTML コード又は SDK を改変し又は第三者をして改変させる行為
  - (17) その他、ジーニーが不適切と判断する行為
2. 本利用者は、前項第 11 号に定める事項がなされた場合には、虚偽報告がなされた時期にさかのぼって差額の利用料金の倍額を支払うものとする。
  3. 本利用者は、本ウェブサイトにおいて、以下各号の表現・内容の記載又は掲載がないよう管理するものとし、当該サイト上で確認した場合には、直ちに削除する義務を負うものとする。
    - (1) 殺害、虐待又は自殺を肯定、勧誘あるいは助長する又はそのおそれがあるとジーニーが判断する内容(殺害・自殺の方法などを掲載する行為を含む)
    - (2) 違法薬物、火器・けん銃など違法武器、爆発物の製造、売買春、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、傷害、詐欺、窃盗等の犯罪を肯定・勧誘あるいは助長する又は そのおそれがあるとジーニーが判断する内容の掲載
    - (3) 過度に残虐又は暴力的な内容、動画、画像(イラストや絵画等も含む)の掲載
    - (4) 本人の承諾のない個人情報の掲載
    - (5) 社会通念上、不適切と解釈され、又はそのおそれのある表現又は内容の掲載
    - (6) 著しく性欲を興奮又は刺激させる内容・動画・画像(イラストや絵画等を含む)の掲載
    - (7) 自ら又は組織等を偽る行為
    - (8) 本利用者が権利を有していない著作物(文字、画像、イラスト等)を無断使用又は紹介するする内容の掲載
    - (9) 無限連鎖講(ねずみ講)、リードメール、ネットワークビジネス関連(MLM、マネージャー、オンラインカジノ等を含むがこれらに限られない)の勧誘等の情報、及びこれらに類するとジーニーが判断する情報の掲載
    - (10) 他人を専ら誹謗・中傷若しくは侮辱する内容
    - (11) 相手に恐怖心を生じさせる目的で危害を加えることを通告する脅迫行為やストーカー行為を助長するような内容
    - (12) 人種、民族、性別、信条、社会的身分、居住地、身体的特徴、病歴、教育、財産等による差別につながる表現・内容
    - (13) その他、公序良俗に反する内容、法律に抵触する内容及びジーニーが不適切と判断する内容

## 第15条 保証の否認及び免責事項

1. 第13条記載のとおり、本サービスは随時改良又は変更されるものであることから、ジーニーは、本サービスが特定の機能を有すること及び本サービスが本利用者の目的に合致するものであることについて、一切保証しないものとする。
2. ジーニーは、本サービスにエラー及びバグがないことについて一切保証しないものとする。
3. ジーニーは、本利用者の本サービスの利用に関連して、本サービスを通じた売上向上等、本サービスの利用の効果については何ら保証しないものとする。
4. 本利用者は、本サービスを利用することが、本利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、ジーニーは本利用者による本サービスの利用が、本利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証しないものとする。
5. ジーニーは、本利用者の機器の故障又は損傷に関連して本利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。
6. 本利用者は、自らの費用と責任において、本サービス内のデータのバックアップをとるものとし、何らかの外的要因により、本サービス内のデータが破損、消失した場合、ジーニーはそれらのデータの復旧の責任及び損害について一切の責任を負わないものとする。
7. ジーニーは、本サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元又は修復されることを保証しないものとする。
8. ジーニーは、本サービスの円滑な運営のための管理または監視を行う場合があるが、その義務を負うものではない。
9. ジーニーは、本利用者の本サービスの利用に際して、本利用者がコンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムによる被害を受けまいよう合理的な範囲の措置をとるものとするが、安全性を完全に確保するためのセキュリティ方法を提供することを保証するものではなく、それらによって本利用者が損害を被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。
10. ジーニーは、本利用者及びユーザーの動作環境に全く依存しないで、ジーニーの提供するタグが正常に動作すること、及び、対価の算定が正確になされることを保証しないものとする。
11. 本利用者は自らの責任において、ピクセルデータの販売及び購入を行い、ジーニーは一切の責任を負わないものとする。本利用者は、誤入力があった場合でも購入したピクセルデータの対価について、入力した金額に従って支払義務を負うものとし、支払いを拒絶しないものとする。

## 第16条 サービスレベル

ジーニーは、本規約の有効期間中、99%の時間、本サービスの利用ができるよう商業的に合理的な努力を尽くすものとする。ジーニーの責に帰すべき事由により、1暦月当たり、1%の時間以上本サービスの利用が出来なかった場合、本サービスの利用ができなかった時間が1%に達するごとに、当該月の利用料金が1%ずつ減額されるものとする。本利用者が本サービスの利用ができなかった場合でも、ジーニーは、本条に定める利用料金の減額以外には、一切の責任を負わないものとする。

## 第17条 本サービスの停止等

1. ジーニーは、以下のいずれかに該当する場合には、本利用者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとする。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合

- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他、ジーニーが停止又は中断を必要と判断した場合
2. ジーニーは、ジーニーの都合により、本サービスの提供を終了することができるものとする。この場合、ジーニーは本利用者に事前に通知するものとする。
  3. 本条の規定は前条に優先して適用されるものとし、ジーニーは、本条に基づきジーニーが行った措置に基づき本利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

#### **第18条 情報の利用権限**

ジーニーは、本サービスを介してジーニーが取得した、本利用者及びユーザーに関する情報を、本サービスの稼働のチェック、本サービスの改良、市場分析、その他のジーニーの業務に必要な範囲で閲覧、利用することができるものとする。

#### **第19条 紛争処理**

1. 本利用者は、本サービス又は本利用者サービスに関して、第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求又は主張がなされた場合には、遅滞なくジーニーに通知するとともに、ジーニーの指示に従うものとする。
2. 本利用者は、本サービス又は本利用者サービスに関して、第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張がなされた場合には、全て本利用者の責任と費用において解決するものとする。また、本利用者はかかる請求又は主張に関してジーニーが被った損害(弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含む。)及び損失を賠償又は補償する。

#### **第20条 解除等**

1. 本規約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本規約を将来に向かって解除することができる。
  - (1) 本規約に違反し、その是正を求める通知を受領後 15 日以内に当該違反を是正しない場合
  - (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
  - (3) 振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - (4) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
  - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (6) 解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき
  - (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
  - (8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (9) 取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザー

一が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないとき

2. 前項の規定にかかわらず、ジーニーは、本利用者に対し 30 日前までに通知することにより、本規約を将来に向かって解除することができるものとする。
3. 前 2 項に基づき本規約が解除された場合でも、ジーニーは既に本利用者から受領した利用料金を返還せず、また、本利用者は解除された本規約に基づき本来ジーニーに支払うべき利用料金の支払義務を免れないものとする。
4. 本利用者に第 1 項に掲げる事由の一つが発生した場合、本利用者のジーニーに対する債務は当然に期限の利益を失い、本利用者は全ての債務をジーニーに弁済しなければならない。

#### **第 21 条 本規約終了時の取扱い**

本規約が解除その他の事由により終了した場合、本利用者は、直ちに本利用者ユーザーに対する本利用者サービスの提供を終了するものとする。

#### **第 22 条 損害賠償**

本規約の当事者は、本規約に違反して相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負う。但し、本規約において別段の定めがある場合を除き、本規約に関する各当事者の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、またジーニーの賠償責任は、損害賠償の事由が発生した時点から遡って 1 ヶ月の期間に本利用者から現実に受領した利用料金の総額を上限とする。

#### **第 23 条 不可抗力**

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されない。)により本規約上の義務(支払期限にある金銭債務は除く。)の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとする。

#### **第 24 条 秘密保持**

1. 本規約において「秘密情報」とは、本規約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外する。
2. 本規約の当事者は、秘密情報を本規約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。
3. 前項の規定に拘わらず、本規約の当事者は、法令又は裁判所若しくは政府機関の命令、要求若しくは要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があつ

た場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

4. 本規約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第2項に準じて取り扱うものとする。
5. 本規約の当事者は、本規約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄する。

#### **第25条 個人情報**

本規約の当事者は、本規約に関連して取得した個人情報に含まれる個人情報を、法令に基づき適切に管理する義務を負うものとする。

#### **第26条 公表**

本規約の当事者は、自らの宣伝、営業等のために、相手方と取引関係にあることを公表する場合には、相手方の事前承諾を得るものとする。

#### **第27条 譲渡禁止**

本利用者は、ジーニーの書面による事前の同意なくして、本規約の契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

#### **第28条 完全合意**

本規約は、本規約に含まれる事項に関する本規約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によることを問わず、当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

#### **第29条 分離可能性**

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本規約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

#### **第30条 規約の改定について**

ジーニーは、本規約をいつでも変更できるものとする。ジーニーは、本規約を変更した場合には、本利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、本利用者が本サービスを利用した場合には、本利用者は、本規約の変更に同意したものとする。

#### **第31条 存続規定**

第4条第2項但書及び第3項、第5条第2項、第6条第2項及び第4項、第7条第3文、第8条第4項、第9条(未払いがある場合に限る)、第10条第1項、第11条、第13条、第14条第2項、第15条、第16条、第17条第3項、第18条、第19条、第20条第3項及び第4項、第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条並びに第32条の規定は、本規約終了後も有効に存続する。但し、第24条については、本規約終了後3年間に限り存続するものとする。

#### **第32条 準拠法及び合意管轄**

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第33条 協 議

本規約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとする。